

米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報等^{※1}

米国は、連邦法と各州で制定される州法により個人情報に関する制度が整備されています。

連邦法については、日本やEUのように、包括的な個人情報保護法はありませんが、「医療保険の相互運用と説明責任に関する法律（HIPPA）」があり、健康情報を保有する公的機関と民間機関に対する、プライバシーやセキュリティのルールを設定しています。

米国自体は、「欧州一般データ保護規則（GDPR）」に基づく無限定の充分性認定^{※2}はされていませんが、2023年7月10日にEUから米国への個人データの越境移転^{※3}のための「EU-米国間データプライバシーフレームワーク」^{※4}に関する充分性認定がされています。また、米国は、日本も参加しているアジア太平洋経済協力（APEC）のプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度（CBPR システム）に参加しています。

米国ではこのように個人情報保護制度が整備されていますので、あなたの個人情報は保護されます。

※1 上記情報の詳細については、「【詳細版】米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報等」（https://www.amed.go.jp/koubo/data_sharing_template.html）をご確認ください。また、「【詳細版】米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報等」は調査実施時点（2023年6月）における情報に基づく内容であることにご注意ください。

※2 「無限定の充分性認定」とは、欧州委員会が特定の国や地域等が十分なデータ保護の水準を確保していると、一定の条件等を付けることなく決定することをいいます。

※3 「越境移転」とは、個人データを外国の第三者がアクセスできる状態に置くことをいいます。

※4 「EU-米国間データプライバシーフレームワーク」とは、EUと米国との間で制定が進められている、データ移転に関する合意枠組みのことをいいます。EU域内から米国に対して移転される個人データに対して、同プライバシーフレームワークに参加した米国企業が適切なレベルの保護策を講じること等を定めています。